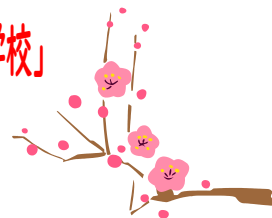


	<h1>しののめ</h1>	<p>秩父市立高篠小学校 学校だより 令和4年2月1日 第12号</p>
---	---------------	--

学校教育目標 **心豊かでたくましく生きる児童の育成**
「学ぶことを好きになろう 思いやりの心を持とう 運動を好きになろう」

「笑顔・元気・やさしさにあふれ、一人一人の子どもが成長し、つながりを大切にする学校」



厳しさに耐えること

一年の中で最も寒い時期を迎えました。新型コロナウイルス感染症防止のため、換気に気をつけているためか、ことのほか寒さを肌で感じます。

昔から、「冬来たりなば、春遠からじ」という言葉があります。英国の詩人、シェリーの「西風によせる歌」の一節です。厳しい冬に耐え抜けば、その後に暖かい春がめぐってくるという意味です。自然の中で生かされている生物（人も含めて）は厳しい環境に耐えて、命をつないでいく。冬の寒さの中に鮮やかな黄色の花と香りを漂わせるロウバイの花に出会うと、厳しさに耐えて凍としている花に感動を覚えます。便利な世の中で、快適に過ごしている私たちに「時には厳しさに耐えることも必要だよ。」と諭しているようにも見えてきます。

今年も、コロナ禍の中にあり、耐えることが続きます。令和4年1月21日から、2月13日までは、まん延防止等重点措置等に基づく要請が埼玉県に出され、感染拡大の防止の協力を求められています。学校では、感染症防止対策の徹底を図りながら緊張感をもって毎日を過ごしています。厳しい毎日が続きますが、きっとやってくる暖かな春を思い、毎日を健康的に過ごして参りましょう。しっかり食べて、こまめに運動をする。そして、よい睡眠とニコニコの笑顔が健康を保つための極意と実践しています。また、急な学校行事の見直し・変更等があり、保護者の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2月3日(木)は節分です。そして、2月4日(金)は立春です。暦のうえでは、春がやってきます。春はすぐそこにあります。感染症対策をしっかり行い、毎日の生活を充実させて参ります。ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

2月の生活目標	学校では	・先生や友だちの話をしっかり聞くことを指導します。
話を	家庭では	・話をしっかり聞かせたり、聞いてあげたりしてください。
しっかり聞こう	地域では	・顔見知り子どもたちと朝のあいさつをお願いします。

行事の見直しについて

- 1 中止する行事
 - (1) 懇談会
- 2 分散して実施する行事
 - (1) 授業参観
- 3 学校公開を中止する行事
 - (1) なわとび大会
 - (2) 6年生を送る会

※今後の感染状況等により、急な予定変更等を行う場合があります。その際は、すぐメールにて連絡します。

*2月の行事予定

1日(火)	
2日(水)	全校朝会
3日(木)	委員会活動
4日(金)	清潔検査
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	なかよし朝会 授業参観(高学年)
10日(木)	クラブ活動
11日(金)	建国記念の日
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	
15日(火)	給食費引き落とし日 なわとび大会(2・5年)
16日(水)	なかよし朝会 なわとび大会(1・6年)
17日(木)	移動図書館 クラブ活動 なわとび大会(3・4年)
18日(金)	授業参観(中学年)
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	天皇誕生日
24日(木)	クラブ活動
25日(金)	授業参観(低学年)
26日(土)	
27日(日)	
28日(月)	通学班編成 一斉下校 5時間授業

2月の給食費の引き落としについて

令和4年2月の給食費は、令和3年8月26日から令和3年8月31日の臨時休業期間の欠食分(4食)を減額して集金します。詳細は次の通りです。

《減額の対象となる者》

- ・当該期間に在籍していた児童
- ・当該期間に給食費を負担した児童

《減額の対象とならない者》

- ・当該期間に就学援助の民定を受けていた児童
- ・9月1日以降に転入した児童
- ・当該期間に給食費の集金を止めていた児童

《令和4年2月の給食費》

- ・減額の対象となる者
3,240円 - (188円 × 4食) = 2,488円
- ・減額の対象とならない者
通常の月額と同様の集金です。

「新型コロナウイルス感染症による小・中学校休業等対応助成金・支援金」の期間延長について

このことについて、周知依頼がありましたので、お知らせします。

「小学校休業等対応助成金」(子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主への助成金)と「小学校休業等対応支援金」(委託を受けて個人で仕事をする方向け。子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金)の対象期間が次の通り変更されました。

《変更前》R3. 8. 1~R3. 12. 31 → 《変更後》R3. 8. 1~R4. 3. 31

内容等でご不明な点がございましたら、直接、厚生労働省へお問い合わせください。